平成 26 年 3 月 12 日

各　位

東京都港区六本木六丁目 8 番 10 号
会社名　株式会社モブキャスト
代表者名　代表取締役社長　藪　考樹
（コード番号：3664 ）
問合せ先　執行役員管理本部長　原田　一進
（TEL. 03 – 5414 – 6830 ）

第三者割当による第 20 回乃至第 22 回新株予約権の発行及びコミットメント契約締結に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 12 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当による第 20 回乃至第 22 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行及びコミットメント契約の締結について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1．募集の概要

（1） 割当日	平成 26 年 4 月 2 日
（2） 発行新株予約権数	15,000 個 第 20 回新株予約権 5,000 個 第 21 回新株予約権 5,000 個 第 22 回新株予約権 5,000 個
（3） 発行価額	総額 10,300,000 円（第 20 回新株予約権 1 個あたり 1,110 円、第 21 回新株予約権 1 個あたり 550 円、第 22 回新株予約権 1 個あたり 400 円）
（4） 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：計 1,500,000 株 第 20 回新株予約権：潜在株式数：500,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額 676 円 第 21 回新株予約権：潜在株式数：500,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額 676 円 第 22 回新株予約権：潜在株式数：500,000 株 上限行使価額はありません。

	下限行使価額 676 円
（５） 資金調達の額（差引手取概算額）	2,851,250,000 円（注）
（６） 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第 20 回新株予約権 1,062 円 第 21 回新株予約権 1,737 円 第 22 回新株予約権 2,895 円 当社は平成26年４月３日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により各回号の新株予約権毎に行使価額の修正を行うことができます。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知（以下「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」という。）の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をという。以下同じ。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の93%に相当する金額の１円未満の端数を切下げた額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。 なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができません。 ① 金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに取引所の規則に基づく開示（以下「開示」という。）がなされた書類（有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られない。）に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済連結財務諸表にかかる営業年度の期末日以降、当社及びその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第４条第１項第１号に定める企業集団をいう。以下同じ。）の財政状態又は経営成績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合 ② 当社にかかる業務等に関する重要事実等（金融商品取引法第166条第２項所定の重要事実及び同法第167条第２項所定の事実をいう。以下同じ。）で公表（金融商品取引法施行令第30条に定める公表措置をいう。以下同じ。）がなされていないものがある場合 ③ 本新株予約権のいずれかの回号に関し発せられた前回の行使価

	額修正通知を行ってから６ヶ月が経過していない場合 ④　「２．募集の目的及び理由　(2) 本新株予約権の商品性」に記載されるコミットメント契約に基づき発せられた行使要請通知中にて特定された回号の本新株予約権に関する限りで、当該行使要請通知にかかる行使要請期間内である場合
（７）　募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
（８）　割当予定先	大和証券株式会社（以下「割当予定先」 という。）
（９）　その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、コミットメント契約を締結する予定です。詳細については、別記「２．募集の目的及び理由　（２）本新株予約権の商品性」をご参照ください。

（注）資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

２．募集の目的及び理由

（１）資金調達の主な目的

モバイルインターネット市場は、スマートフォンの一層の普及により、人々が日常的にインターネットに接触する機会が増加し、インターネットは生活インフラに近づきつつあります。これに伴い、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用者も拡大しております。モバイルソーシャルゲーム市場は平成 24 年には 5,374 億円、平成 25 年には 6,943 億円となる見込みとなり、急拡大してきております（クレディ・スイス証券株式会社調べ）。このような事業環境の下、当社は、「エンターテインメントコンテンツを通じて、世界中の人々の毎日をちょっぴり楽しくする」というミッションのもと、スポーツコンテンツを中心とし、自社運営モバイルプラットフォーム「mobcast」及び、モバイルソーシャルゲームの運営開発を行っております。「mobcast」の会員数は日韓合わせて 490 万人（平成 25 年 12 月末）を突破しており、昨年度は新ゲームを 24 本配信いたしました。今後も順次新タイトルを追加すると共に「mobcast」をブラウザゲームとネイティブアプリゲームの両方に対応可能な、更に魅力あるクロスプラットフォームとして展開いたします。

海外展開においては、韓国で本格サッカーゲーム「モバサカ」を配信しており、mobcast の韓国会員数は 90 万人（平成 25 年 12 月末）に及びます。更に、平成 25 年８月にオラン

ダの Booster Media 社（モバイルゲーム配信）と業務提携したことにより、「League11（モバサカ海外版）」を 25 カ国へ今春配信予定であり、サッカー世界大会に併せて「mobcast GLOBAL CUP」を開催する予定です。今後につきましても、更に海外展開を加速させていく方針でございます。

そうした中、世界大会の開催が今夏に控えているサッカーを中心として、ヒットタイトルの海外展開及び大型新規タイトル開発等への投資を目的とした資金需要が増大しており、当期での資金調達実施は、競争が激化しているモバイルソーシャルゲーム市場において、更なるシェア拡大、及び収益の増加へ寄与するものと考えております。

今回の資金調達は、このような事業環境に対して柔軟に対応し、企業価値が向上する場面を確実に捉えながら、上記海外展開や新タイトルの開発を実現できる調達手法を選択いたしました。

（２）本新株予約権の商品性

今回の資金調達は、当社が割当予定先に行使期間を２年間とする本新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

本新株予約権の行使価額は、当社の過去の株価動向やボラティリティを考慮するとともに将来の業績向上を期待し、当初固定（第 20 回新株予約権は 1,062 円、第 21 回新株予約権は 1,737 円及び第 22 回新株予約権は 2,895 円）といたしました。但し、当社は平成 26 年４月３日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、通知日の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の 93%に相当する金額の１円未満の端数を切下げた額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（当初、各回号とも 676 円とし、発行要項第 13 項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができません。

① 開示されているものを除き、当社の財政状態又は経営成績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合
② 金融商品取引法第 166 条第２項に定める当社の業務等に関する重要事実及び同法第 167 条第２項所定の事実であって、金融商品取引法施行令第 30 条に定める公表措置がなされていないものが存在する場合
③ 本新株予約権のいずれかの回号に関し発せられた前回の行使価額修正通知を行ってから６ヶ月が経過していない場合

④　以下に記載されるコミットメント契約に基づき発せられた行使要請通知中にて特定された回号の本新株予約権に関する限りで、当該行使要請通知にかかる行使要請期間内である場合

割当予定先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権の買取に関する契約（以下「本新株予約権買取契約」という。）に基づき割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできないこととなっています。

また、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記内容を規定したコミットメント契約書（本書において「コミットメント契約」といいます。）を締結する予定でおります。コミットメント契約の概要は下記のとおりになります。

① コミットメント契約に基づく行使要請について

当社は取締役会決議により、割当予定先に対し、本新株予約権の行使を要請する旨の通知（以下「行使要請通知」という。）を行うことができます。

行使要請通知を行うことができる日は、当日を含む直前 10 連続取引日にわたって、当社の普通株式の終値が、当該行使要請通知において権利行使を要請する本新株予約権の行使価額の 110%を上回っている日に限ります。

行使要請通知において、当社は権利行使を要請する本新株予約権の回号及び当該行使要請にかかる本新株予約権について行使を要請する個数（以下「行使要請個数」という。）を指定します。ある一つの行使要請通知において指定する本新株予約権は、いずれか一つの回号のみとします。また、ある一つの行使要請通知において指定する行使要請個数は、当該行使要請通知を行う日まで（同日を含む。）の、10 連続取引日又は 60 連続取引日の毎日の取引所における当社普通株式の普通取引の出来高の中央値（但し、そのような中央値が存在しない場合には、中央値を挟む２つの出来高の単純平均値をもって中央値とみなします。）に、２を乗じ、本新株予約権１個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）で除し、小数点未満を切り下げた数のうちいずれか少ない方の数を上限とします。

当社が行使要請通知を行った場合には、割当予定先は、当該行使要請通知を受領した日の翌取引日(同日を含む。)に始まる 20 連続取引日間（但し、当社普通株式にかかる各株主確定日(株式会社証券保管振替機構の定める「株式等の振替に関する業務規程」第 144 条にて、株主確定日として定義される日をいう。)の３営業日前の日（当日を含む。）から当該株主確定日（当日を含む。）までの各取引日においては、本新株予約権の行使義務を免れるものとし、当該取引日は、行使要請期間との関係では取引日として扱わないものとする。以下「行使要請期間」という。）内に、当該行使要請通知にかかる本新株予約権を行使要請個数以上、行使しなければなりません。

当社は、本新株予約権のいずれかの回号に関し発せられた直前の行使要請通知にかかる行使要請期間の末日（当日を含む。）までの期間は、次の行使要請通知を行うことはできません。また、未公表のインサイダー情報がある場合、当社の財務状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合等には、行使要請通知を行うことはできません。

行使要請期間中において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当該行使要請期間にかかる行使要請通知において権利行使を要請する本新株予約権の行使価額を下回った場合や、当該行使要請通知にかかる行使要請期間中のいずれかの取引日において、当社普通株式の株価が取引所が定める呼値の制限値幅に関する規則に定められた、当該取引日における値幅の上限に達し又は下限に達した場合、その他取引所により売買の停止がなされた場合等には、当該行使要請通知の効力は消滅するものとします。

② コミットメント契約に基づく行使禁止について

当社は、取締役会決議により、割当予定先に対し、未公表のインサイダー情報等がある場合を除いて、いつでも本新株予約権の行使を禁止する旨の通知（以下「行使禁止通知」という。）を行うことができます。

行使禁止通知において、当社は割当予定先に権利行使を禁止する本新株予約権の回号及び当該行使禁止通知にかかる本新株予約権について権利行使を禁止する期間（以下「行使禁止期間」という。）を指定します。当社が行使禁止通知を行った場合には、割当予定先は、行使禁止期間において当該行使禁止通知にかかる本新株予約権を行使することができません。

行使禁止期間中に当該行使禁止通知にかかる本新株予約権を対象に、行使要請通知が行われた場合は、行使禁止通知の効力は消滅します。

③ コミットメント契約に基づく取得請求について

平成 28 年3月1日から平成 28 年3月 11 日まで、割当予定先は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求する旨の通知（以下「取得請求通知」という。）を行うことができます。

割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から三週間以内に発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得しなければなりません。

（3）本新株予約権を選択した理由

当社は、上記「2．募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強が行えること、資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法であるかを重視いたしました。

結果、上記「２．募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権及び割当予定先と締結予定のコミットメント契約を考慮して、本スキームが当社にとって最良の資金調達方法であると判断いたしました。

なお、当社は、第 20 回新株予約権の行使要請という第一段階の資金調達により得た資金を積極的に投資に回すことで当社の業績を向上させ、それにより当社企業価値及び株式の株価を上昇させた上で、その上昇した株価を目安とした行使価額を基準として第 21 回新株予約権の行使要請により資金調達を行うことで更に投資による業績向上を実現し、企業価値・株価の上昇をもたらし、その上で第 22 回新株予約権の行使要請へとつなげるという良循環を生み出すことを期待して、第 20 回乃至第 22 回の各本新株予約権で異なる３つの行使価額を段階的に設定しています。

[本スキームの特徴]

① 株価上昇時における機動的な資金調達の実現

株価が上昇してから新株発行の準備を開始した場合、発行手続に一定の期間が必要となるため、その期間中の株価変動等により、資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、株価上昇を見込んだ複数の行使価額を設定した本新株予約権を予め発行しておくことで、株価上昇後に機動的に資金調達を行うことが可能となります。

② 当社の資金調達ニーズに対する柔軟な対応が可能

前述のコミットメント契約により、当社に緊急の資金調達ニーズが生じた場合には、一定の条件の下で、割当予定先に対し一定数量の行使を義務付けることが出来ます（行使要請通知）。また、当社の株価が上昇し、本新株予約権の行使価額を超えた場合であっても、資金調達ニーズに乏しい場合には一定の条件の下で、割当予定先に対し、新株予約権の行使を一定期間、禁止することが出来ます（行使禁止通知）。

③ 行使価額の修正決議が可能

本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、当社の判断により、行使価額を修正することが可能です。これによって行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合には資金調達額を増額できます。また、株価が行使価額を下回って推移している場合に、緊急の若しくは機動的な資金ニーズが発生した場合においても資金調達を行うことが可能です。なお、行使価額を修正する決議を行った場合に、行使価額が当初行使価額を下回る価額に修正される可能性がありますが、下限は各回号とも 676 円と定められています。

行使価額の修正は複数回行うことが可能ですが、本新株予約権のいずれかの回号に関し発せられた前回の行使価額修正通知を行ってから６ヶ月が経過しない限り、当該回号の本新株予約権だけでなくその他の回号の本新株予約権についても新たな行使価額の修正を行うことはできません。

④ 本新株予約権発行後における柔軟な資本政策の確保

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又は本新株予約権より

も有利な資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存する本新株予約権を取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

⑤　最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は 1,500,000 株で固定されており、株価動向に係らず、最大交付株式数が限定されております。

また、本スキームには下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

[本スキームのデメリット]

① 本新株予約権の発行時点では、本新株予約権の発行価額の総額だけの資金調達となり、その金額は限定的です。

② 本新株予約権は、権利行使の進捗によって資金調達が実現されますが、市場環境によって、権利行使の進捗に一定の期間が必要となります。

③ 株価が本新株予約権の行使価額を上回らない場合には、権利行使が進捗せず、資金調達ができない可能性があります。

④ 行使価額を下方に修正した場合には、資金調達額が予定額を下回る可能性があります。

本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本スキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

[他の資金調達方法との比較]

①　公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、一般的には１～２ヶ月程度の準備期間を要するため、資金調達の機動性に欠けるため、当社の今回の資金調達の目的には沿わないものと考えております。

②　第三者割当増資との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有するため、当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

③　第三者割当型転換社債型新株予約権付社債（ＣＢ）との比較

第三者割当型ＣＢは、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、転換価額が固定のＣＢでは、株価が転換価額より上昇しない限り、転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念さ

れます。一方、株価に連動して権利行使が修正されるＣＢでは、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対して直接的な影響が懸念されます。

④　ライツ・オファリングとの比較

いわゆるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあります。コミットメント型ライツ・オファリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間が要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングでは、上記株主割当増資と同様に、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から今回の資金調達の目的には沿わないものであると判断いたしました。

⑤　行使価額が固定された新株予約権との比較

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。

⑥　他の行使価額修正型の新株予約権との比較

他の行使価額修正型の新株予約権としましては行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本スキームでは、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられます。

⑦　借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、財務体質改善による今後の借入余力の増強という目的が達成できないこととなります。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額

払込金額の総額(千円)	発行諸費用の概算額(千円)	差引手取概算額(千円)
2,857,300	6,050	2,851,250

（注）１．払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（第 20 回新株予約権、第 21 回新株予約権及び第 22 回新株予約権の合計 10,300 千円）に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(第 20 回新株予約権、第 21 回新株予約権及び第 22 回新株予約権の合計 2,847,000 千円）を合算した金額です。

２．本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した

場合には、本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少する可能性があります。

3．発行諸費用の概算額の具体的な内訳は以下のとおりです。

(1) 弁護士費用　3,000 千円

(2) 本新株予約権の評価費用　2,500 千円

(3) その他事務費用(有価証券届出書作成費用及び信託銀行手数料等)　550 千円

本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用及び差引手取金の概算額は減少する可能性があります。

4．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（2）調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 2,851,250 千円については、当社が提供するサービスの機能拡充及び広告・マーケティング費用に充当する予定です。具体的な内訳は以下のとおりであり、本新株予約権の各段階的な行使による手取金は原則として内訳に記載される①から④の各使途の順に充当する予定です。なお、残額はその他の人件費、地代家賃等の運転資金に充当いたします。

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
①モバイルプラットフォーム「mobcast」の機能拡充並びにコミュニケーションツールの開発にかかる人件費及び採用費	210,000	平成 26 年 4 月～ 平成 26 年 12 月
	250,000	平成 27 年 1 月～ 平成 28 年 3 月
②ネイティブアプリの開発体制の構築並びに運営にかかる人件費及び採用費	258,000	平成 26 年 4 月～ 平成 26 年 12 月
	294,000	平成 27 年 1 月～ 平成 28 年 3 月
③ネイティブアプリ及びブラウザゲームにかかる国内外の知的財産権の取得費用	600,000	平成 26 年 4 月～ 平成 28 年 3 月
④ネイティブアプリ及びブラウザゲームにかかる国内外の広告・マーケティング費用	410,000	平成 26 年 4 月～ 平成 26 年 12 月
	829,250	平成 27 年 1 月～ 平成 28 年 3 月
合計	2,851,250	－

（注）1．上記具体的な使途については以下をご参照ください。

① モバイルプラットフォーム「mobcast」の機能拡充並びにコミュニケーションツールの開発にかかる人件費及び採用費

当社は、平成 24 年 11 月5日より、当社の主力商品であり当社の収益の基礎となるモバイルプラットフォーム「mobcast」で、ゲームアクティビティのフィード表示、共通ヘッダー・フッターの表示、フェイバリットチームの登録及びアバター機能という新機能の提供を開始し、ユーザーの利便性やプラットフォームとしての魅力の向上を図ってまいりました。これに加え、ユーザー間のコミュニケーションを促進するツールの提供などを通して、「mobcast」のさらなる機能拡充を実現するための開発人員を採用し、多くのモバイルユーザーに楽しんでいただけるサービスを提供し続けてまいります。調達した資金は開発人員の人件費及び採用にかかる人材紹介料等に充当する方針でありますが、現時点で決定している具体的な計画はありません。しかしながら、コミットメント契約により資金調達はある程度コントロール可能であり、それぞれの支出予定時期に合わせた規模で採用活動を行ってまいります。

② ネイティブアプリの開発体制の構築並びに運営にかかる人件費及び採用費

当社は、世界のスーパースターが実名・実写で登場するモブキャストオリジナルサッカーゲーム「モバサカ」の配信を通して、会員数を着実に伸ばしてまいりました。更に、ネイティブアプリ「ALL STAR ELEVEN（モバサカネイティブ版）」をサッカー世界大会に合わせて 25 カ国へ順次配信予定であり、今後も、世界に通用するネイティブアプリの開発人員の採用に資金を投入することで、日本国内にとどまらず、さらなるグローバル展開を加速してまいります。調達した資金は、ネイティブアプリの開発人員の人件費及び採用にかかる人材紹介料等に充当する方針でありますが、現時点で決定している具体的な計画はありません。しかしながら、コミットメント契約により資金調達はある程度コントロール可能であり、それぞれの支出予定時期に合わせた規模で採用活動を行ってまいります。

③ ネイティブアプリ及びブラウザゲームにかかる国内外の知的財産権の取得費用

当社は、これまでの当社のオリジナルコンテンツのみならず、国内外の他社の知的財産権を取得することを企画しております。調達した資金は、ネイティブアプリ及びブラウザゲームのコンテンツとしての知的財産権の取得費用に充当する方針でありますが、現時点で決定している具体的な計画はありません。しかしながら、当該国内外の知的財産権の取得により、当社のネイティブアプリ及びブラウザゲームのクオリティを向上させることができ、また、オリジナルコンテンツとのシナジーが発生し、当社の業績へのさらなる発展に寄与するものと考えております。

④ ネイティブアプリ及びブラウザゲームにかかる国内外の広告・マーケティング費用

収益の向上のためには、効果的な広報・広告宣伝活動及びマーケティング活動を展開し、プラットフォーム及び提供するゲームコンテンツの知名度を向上させることが必要と考えております。調達した資金は、テレビＣＭ、インターネット広告、イベント等を通じた広

告宣伝に充当する方針でありますが、現時点で決定している具体的な計画はありません。しかしながら、コミットメント契約により資金調達はある程度コントロール可能であり、それぞれの支出予定時期に合わせた規模で広報・広告宣伝活動及びマーケティング活動を行ってまいります。

2．上記差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

3．上記資金使途は、平成 28 年 3 月までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があり、その場合は、別途適時開示を行います。

4．割当予定先との間で締結するコミットメント契約には、当社による行使要請通知による行使要請と割当予定先による行使義務が定められておりますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行使要請を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。また、市場における当社株価の動向等によりましては本新株予約権の全部又は一部につき、行使要請を行うことができない場合もあります。従いまして、支出予定時期の期間中にタイムリーに本新株予約権の行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない可能性があります。そのような場合、当社は間接金融等で資金調達を行い、上記記載の使途へ充当する予定です。 当社が間接金融等で資金調達を行い、上記記載の使途へ充当した場合、本新株予約権の行使期限である平成 28 年４月１日までにおいては、上記の資金使途は形式的に当該借入金等の返済資金の一部への充当に変更されることとなります。

なお、上記に関わらず、将来において事業計画の見直しを行う可能性があり、上記の資金使途が変更された場合にはその都度適切に開示を行ってまいります。

4．資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期 （２）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、モバイルプラットフォーム「mobcast」の機能拡充、ヒットタイトルの海外展開、及び大型新規タイトル開発等を図り、競争が激化しているモバイルソーシャルゲーム市場における更なるシェアの拡大、収益の増加及び財務基盤の強化を図ることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5．発行条件等の合理性

（１）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及びコミットメント契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、

第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」という。）が算定した結果を参考に、当該評価結果である本新株予約権の評価単価どおりに、本新株予約権の１個の払込金額を第 20 回は 1,110 円、第 21 回は 550 円、第 22 回は 400 円としました。

当該算定機関は、当社株式の株価、当社株式の流動性、株価変動率、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置いて算定を行いました。

第 20 回新株予約権については、発行後半年間、下方への修正を行わないという点を除き、現時点での行使価額の修正方針を見積もることができないため、プルータス・コンサルティングが保守的に当社の行動を見積もり、行使価額の修正については第 20 回新株予約権から優先して行うものとし、第 20 回新株予約権について発行後 6 ヶ月間は、株価が当初行使価額の 107%以上の場合、発行後 6 ヶ月後以降は株価が下限行使価額の 107%以上の場合 6 ヶ月に一度修正を行うことと仮定しました。また、第 21 回新株予約権及び第 22 回新株予約権については株価が当初行使価額の 107%以上の場合、6 ヶ月に一度修正を行うことと仮定しました。

行使要請通知については、資金調達をすべく、随時行使要請を実施するものと仮定しました。

加えて、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使価額の低い回号から随時行使することを仮定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果並びに発行条件についての考え方及びそのプロセスについてのＴＭＩ総合法律事務所の助言を参考にしつつ、また、別記「２．募集の目的及び理由　(2) 本新株予約権の商品性」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。

当社監査役全員も、プルータス・コンサルティングは、当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の価格算定方法は市場慣行に従った一般的な方法であり、プルータス・コンサルティングは本新株予約権の評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関してプルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を上回る金額を本新株予約権の払込金額としていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達において、本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数は最大 1,500,000 株であり、当社の議決権総数 138,846 個（平成 25 年 12 月 31 日現在）に対し、10.8%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達は、当社の業容を拡大し、今後の収益性の向上や企業価値の向上に寄与し既存株主を含めた株主全体の利益につながることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

また、当社株式の過去６ヶ月における１日当たり平均出来高は 601,553 株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していることや、割当予定先との間でコミットメント契約を締結することで、当社の資金需要に応じて本新株予約権の行使をコントロールすることが可能であることから、本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

６．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要（平成 25 年３月 31 日現在）

（１）	商号	大和証券株式会社
（２）	本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
（３）	代表者の役職・氏名	代表執行役社長　日比野 隆司
（４）	事業内容	金融商品取引業
（５）	資本金の額	100,000 百万円
（６）	設立年月日	平成４年８月 21 日
（７）	発行済株式数	810,200 株
（８）	事業年度の末日	３月３１日
（９）	従業員数	8,014 人
（10）	主要取引先	投資家並びに発行体
（11）	主要取引銀行	三井住友銀行、三井住友信託銀行
（12）	大株主及び持株比率	株式会社大和証券グループ本社 99.98% 日の出証券株式会社　0.02%
（13）	当社との関係等	
	資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：39,500 株 （平成 25 年 12 月 31 日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数：０株
	人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	幹事証券会社
	関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
（14）	最近３年間の経営成績及び財政状態（単体）	

決算期	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期
純資産	252,898	194,487	563,888
総資産	647,044	580,505	11,507,229
１株当たり純資産（円）	79,030,672.27	607,772.16	695,987.27
営業収益	179,111	172,567	303,248
営業利益	40,571	37,599	70,447
経常利益	41,272	38,327	71,989
当期純利益	24,467	16,036	65,950
１株当たり当期純利益（円）	7,646,020.89	50,115.44	81,400.72
１株当たり配当金（円）	7,640,000	15,625,000	―

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注）１．割当予定先は平成 24 年４月１日を合併期日として、大和証券株式会社を存続会社とし、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社を消滅会社とする吸収合併方式により合併しました。

２．割当予定先は、平成 24 年１月５日付けで株式１株につき 100 株の株式分割を行っています。当該株式分割については、平成 24 年３月期の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産及び１株当たり当期純利益を算定しています。

３．割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

但し、割当予定先である大和証券株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社は株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公けに表示しており、当社はその文面を入手しております。また、当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社が、当該文面の内容、及び警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等、割当予定先から確認しております。また、同社は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

（２）割当予定先を選定した理由

当社は、前記「２.募集の目的及び理由（３）本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、資本性調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行ってきましたが、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本増強を行い、資金

調達の機動性や蓋然性を確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、大和証券株式会社より本新株予約権の提案を受けたことから、同社を割当先として選定しました。

また、同社が、①当社と良好な関係を構築してきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③前記「２.募集の目的及び理由（３）本新株予約権を選択した理由」に記載の本資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、④今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

（３）譲渡制限及び割当予定先の保有方針

割当予定先である大和証券株式会社は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできないこととなっており、また、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定です。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先である大和証券株式会社が平成 25 年 12 月 17 日付で関東財務局長宛に提出した半期報告書（第 22 期中）の平成 25 年９月 30 日における貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に要する充分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認しております

（５）株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社大株主である藪　考樹は、その保有する当社普通株式の一部について割当予定先への貸株を行う予定ですが、現時点では契約内容に関して詳細は決まっておりません。

割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

７．大株主及び持株比率

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合
藪 考樹	東京都港区	5,488	39.52%
株式会社ビットアイル	東京都品川区東品川二丁目５番５号	450	3.24%
清田 卓生	神奈川県藤沢市	400	2.88%
ハクバ写真産業株式会社	東京都墨田区亀沢一丁目３番７号	400	2.88%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番３号	361	2.60%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン （インターナショナル） リミテッド 131800 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	2-4, RUE EUGENE RUPPERT, L-2453 LUXEMBOURG , GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG （東京都中央区月島四丁目 16 番 13 号）	345	2.49%
頼定 誠	東京都世田谷区	294	2.11%
海老根 智仁	神奈川県逗子市	286	2.05%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505025 （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	P.O.BOX351BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. （東京都中央区日本橋三丁目 11 番１号）	286	2.05%
高森 浩一	京都府向日市	214	1.54%
計	_	8,524	61.36%

（注）１．「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、それぞれ平成 25 年 12 月 31 日現在の株主名簿及び平成 26 年３月７日までに当社が確認した大量保有報告書等に基づき記載しております。

２．割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式について長期保有を約していないため、本新株予約権の割当に係る潜在株式数を反映した「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」を表示していません。

3．ブラックロック・ジャパン株式会社から、平成 25 年 12 月 20 日に下記のとおり株式を保有している旨の大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長宛に提出されておりますが、当社として平成 25 年 12 月 31 日現在における実質保有状況の確認ができないため、上記の大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目８番３号	404,200	2.91%
ブラックロック(ルクセンブルグ）エス・エー(BlackRock（Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルク大公国　セニンガーバーグ　L-2633　ルート・ドゥ・トレベ　6D	347,800	2.51%
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)	〒EC2N 2DL　英国　ロンドン市　スログモートン・アベニュー 12	49,200	0.35%

8．今後の見通し

今回の資金調達による平成 26 年 12 月期当社連結業績に与える影響は、軽微であり、平成 26 年２月７日付「平成 25 年 12 月期 決算短信」にて公表いたしました通期の連結業績予想に変更はありません。

なお、今回の資金調達は、上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。平成 27 年 12 月期以降の当社グループの業績に与える影響については現在精査中であり、判明し次第、適切に開示してまいります。

9．企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の 25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

3．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（単位：千円）

決　　算　　期	平成 23 年 12 月期（個別）	平成 24 年 12 月期（個別）	平成 25 年 12 月期(連結)

売上高	2,022,313	4,932,004	5,179,104
営業利益	521,097	1,127,205	△445,391
経常利益	510,213	1,117,455	△404,044
当期純利益	484,234	648,114	△657,116
1株当たり当期純損益（円）	45.12	52.98	△48.34
1株当たり配当金（円）	-	-	-
1株当たり純資産（円）	65.81	135.03	131.96

(注)1．平成 24 年3月8日を効力発生日として、普通株式1株につき 500 株、平成 25 年6月1日を効力発生日として、普通株式 1 株につき 2 株の株式分割を行っております。当該株式分割が平成 23 年 12 月期の期首に行われたものと仮定し、「1株当たり当期純損益」及び「1株当たり純資産」を算出しております。

2．平成 23 年 12 月期及び平成 24 年 12 月期については、連結財務諸表を作成していないため、個別財務諸表における数値を記載しております。

3．平成 25 年 12 月期の1株当たり配当金については、現在未定です。

（2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 26 年3月 11 日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	13,891,808 株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数の総数	839,000 株	6.0%

（注）1．上記潜在株式数は、ストックオプションによるものです。

2．発行済株式総数には、平成 26 年3月1日から平成 26 年3月 12 日までの新株予約権行使により発行された株式数は含まれておりません。

（3）最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期
始値	2,301	2,190	1,396
高値	2,570	4,800 □2,500	1,399
安値	1,260	1,825 □1,084	890
終値	2,170	1,405	965

（注）1．株価は、株式会社東京証券取引所におけるものであります。なお、当社株式は平成 24 年6月 26 日をもって上場いたしましたので、それ以前の株価について該当事項はありません。

2．平成 26 年 12 月期の株価については、平成 26 年3月 11 日現在で表示しております。

3．平成 25 年6月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の株式分割を行って

おります。□印は、株式分割による権利落後の株式会社東京証券取引所における株価を表示しております。

② 最近６か月間の状況

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
始値	1,630	1,668	1,084	1,396	1,200	980
高値	2,217	1,688	1,533	1,399	1,201	999
安値	1,523	1,006	1,084	1,150	910	890
終値	1,656	1,068	1,405	1,225	992	965

（注）３月については、平成 26 年３月 11 日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

	平成 26 年３月 11 日現在
始値	965 円
高値	974 円
安値	949 円
終値	965 円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・一般募集（ブックビルディング方式による募集）による普通株式の発行

発行期日	平成 24 年６月 25 日
調達資金の額	252,600,000 円（差引手取概算額）
発行価額	736 円
募集時における発行済株式数	5,972,500 株
当該増資による発行株式数	350,000 株
当初の資金使途	モバイルプラットフォーム事業に係る開発者を中心とする人材関連費及び新規顧客獲得のための販売費
支出予定時期	平成 24 年 12 月期～平成 25 年 12 月期
現時点における充当状況	モバイルプラットフォーム事業に係る開発者を中心とする人材関連費 150,000,000 円（平成 24 年 12 月期） 新規顧客獲得のための販売費　102,600,000 円（平成 24 年 12 月期）

・オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による普通株式の発行

発行期日	平成 24 年７月 24 日

調達資金の額	4,353,000円（差引手取概算額）
発行価額	736円
募集時における発行済株式数	6,322,500株
当該増資による発行株式数	80,000株
割当先	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社
当初の資金使途	モバイルプラットフォーム事業に係る開発者を中心とする人材関連費及び新規顧客獲得のための販売費
支出予定時期	平成24年12月期～平成25年12月期
現時点における充当状況	新規顧客獲得のための販売費　4,353,000円（平成24年12月期）

・第三者割当による普通株式の発行

発行期日	平成25年3月15日
調達資金の額	20,034,000円（差引手取概算額）
発行価額	1,113円
募集時における発行済株式数	6,474,000株
当該増資による発行株式数	9,000株
割当先	株式会社電通
当初の資金使途	韓国でのソーシャルゲームサービス展開に際して行う広告・マーケティング活動
支出予定時期	平成25年5月～平成25年8月
現時点における充当状況	韓国でのソーシャルゲームサービス展開に際して行う広告・マーケティング活動　20,034,000円

以　上

（別紙）

株式会社モブキャスト

第２０回新株予約権発行要項

１．　新株予約権の名称　　株式会社モブキャスト　第２０回新株予約権
（以下「本新株予約権」という。）

２．　新株予約権の総数　　５，０００個

３．　新株予約権の払込金額　　本新株予約権１個当たり１，１１０円
（本新株予約権の払込総額５，５５０，０００円）

４．　申込期間　　平成２６年４月１日

５．　新株予約権の割当日　　平成２６年４月２日

６．　新株予約権の払込期日　　平成２６年４月２日

７．　募集の方法　　第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての新株予約権を割り当てる。

８．　本新株予約権の目的である株式の種類および種類ごとの数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式５００,０００株とする（本新株予約権１個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、１００株とする。）。

但し、第９項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

９．　本新株予約権の目的である株式の数の調整

（１）当社が第１３項の規定に従って行使価額（第１０項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第１３項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

（２）前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

（３）調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第１３項第（２）号および第（４）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日　とする。

（４）割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、第１３項第（２）号②但し書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

１０．　新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

（１）本新株予約権１個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第（２）号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

（２）本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初１，０６２円とする。但し、第１２項又は第１３項

に従い、修正又は調整される。

１１．　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に０．５を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

１２．　行使価額の修正

（１）当社は平成２６年４月３日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知（以下「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」という。）の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の９３％に相当する金額の１円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、６７６円とする。下限行使価額は、第１３項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

①金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに取引所の規則に基づく開示（以下「開示」という。）がなされた書類（有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られない。）に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済連結財務諸表にかかる営業年度の期末日以降、当社及びその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第４条第１項第１号に定める企業集団をいう。以下同じ。）の財政状態又は経営成績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合

②当社にかかる業務等に関する重要事実等（金融商品取引法第１６６条第２項所定の重要事実及び同法第１６７条第２項所定の事実をいう。以下同じ。）で公表（金融商品取引法施行令第３０条に定める公表措置をいう。以下同じ。）がなされていないものがある場合

③本新株予約権のいずれかの回号に関し発せられた前回の行使価額修正通知を行ってから６ヶ月が経過していない場合

④割当先との間で締結する予定のコミットメント契約書に基づき発せられた行使要請通知中にて特定された回号の本新株予約権に関する限りで、当該行使要請通知にかかる行使要請期間内である場合

（２）本項（１）号に定める修正後の行使価額の算出において、通知日に第１３項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該通知日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）は当該事由を勘案して調整されるものとする。

１３．　行使価額の調整

（１）当社は、本新株予約権の発行後、本項第（２）号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時　　価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第（２）号乃至第（４）号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

（２）行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第（３）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第（３）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第（３）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（３）号②に定める時価を下回

る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(ⅰ)上記交付が行われた後の本項第（３）号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ⅱ)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。
⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式１株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（２）号乃至第（４）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第（３）号②に定める時価を下回る価額になる場合
(ⅰ)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
(ⅱ)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(ⅰ)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第（３）号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（３）①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日（但し、本項第（２）号⑦の場合は基準日）に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

③「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第（２）号乃至第（４）号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第（２）号乃至第（４）号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

④本項第（２）号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第（２）号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

（４）本項第（２）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（５）本項第（２）号にかかわらず、本項第（２）号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第１２項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第（２）号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

（６）本項第（１）号乃至第（５）号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第（２）号②但し書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第（５）号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

１４．　本新株予約権の行使期間

平成２６年４月３日から平成２８年４月１日（但し、第１６項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

１５．　その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

１６．　本新株予約権の取得条項

（１）当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第２７３条及び第２７４条の規定に従って、取得日の２週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり１，１１０円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

（２）当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第２７３条及び第２７４条の規定に従って、取得日の２週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり１，１１０円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

１７．　本新株予約権の行使請求および払込の方法

（１）本新株予約権を行使する場合には、機構（第２５項に定義する。以下同じ。）又は口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第２条第４項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第１４項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。

（２）本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第２２項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

（３）本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

１８．　本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第２１項に定める行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第１７項第（２）号に定める口座に入金された日に発生する。

１９．　本新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社株式の株価、当社株式の流動性、株価変動率、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権１個の払込金額を金１，１１０円（１株当たり金１１．１円）とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第１０項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成２６年３月１１日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を１０％上回る額とした。

２０．　新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

２１．　本新株予約権の行使請求受付場所

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部

２２．　本新株予約権の払込金額の払込および本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行　渋谷支店

２３．　読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

２４．　社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第１６３条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第１６４条第２項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の

振替に関する業務規程その他の規則に従う。

２５．　振替機関

株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）

東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

２６．　上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

２７．　上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以　上

株式会社モブキャスト

第２１回新株予約権発行要項

１．　新株予約権の名称　　株式会社モブキャスト　第２１回新株予約権
（以下「本新株予約権」という。）

２．　新株予約権の総数　　５，０００個

３．　新株予約権の払込金額　　本新株予約権１個当たり５５０円
（本新株予約権の払込総額２，７５０，０００円)

４．　申込期間　　平成２６年４月１日

５．　新株予約権の割当日　　平成２６年４月２日

６．　新株予約権の払込期日　　平成２６年４月２日

７．　募集の方法　　第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての新株予約権を割り当てる。

８．　本新株予約権の目的である株式の種類および種類ごとの数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式５００,０００株とする（本新株予約権１個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、１００株とする。）。

但し、第９項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

９．　本新株予約権の目的である株式の数の調整

（１）当社が第１３項の規定に従って行使価額（第１０項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第１３項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

（２）前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

（３）調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第１３項第（２）号および第（４）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（４）割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、第１３項第（２）号②但し書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

１０．　新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

（１）本新株予約権１個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第（２）号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

（２）本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初１，７３７円とする。但し、第１２項又は第１３項に従い、修正又は調整される。

１１．　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に０．５を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

１２．　行使価額の修正

（１）当社は平成２６年４月３日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知（以下「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」という。）の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の９３％に相当する金額の１円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、６７６円とする。下限行使価額は、第１３項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

①金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに取引所の規則に基づく開示（以下「開示」という。）がなされた書類（有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られない。）に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済連結財務諸表にかかる営業年度の期末日以降、当社及びその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第４条第１項第１号に定める企業集団をいう。以下同じ。）の財政状態又は経営成績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合

②当社にかかる業務等に関する重要事実等（金融商品取引法第１６６条第２項所定の重要事実及び同法第１６７条第２項所定の事実をいう。以下同じ。）で公表（金融商品取引法施行令第３０条に定める公表措置をいう。以下同じ。）がなされていないものがある場合

③本新株予約権のいずれかの回号に関し発せられた前回の行使価額修正通知を行ってから６ヶ月が経過していない場合

④割当先との間で締結する予定のコミットメント契約書に基づき発せられた行使要請通知中にて特定された回号の本新株予約権に関する限りで、当該行使要請通知にかかる行使要請期間内である場合

（２）本項（１）号に定める修正後の行使価額の算出において、通知日に第１３項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該通知日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）は当該事由を勘案して調整されるものとする。

１３．　行使価額の調整

（１）当社は、本新株予約権の発行後、本項第（２）号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時　　価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第（２）号乃至第（４）号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

（２）行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第（３）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第（３）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第（３）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（３）号②に定める時価を下回

る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(ⅰ)上記交付が行われた後の本項第（３）号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ⅱ)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。
⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式１株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（２）号乃至第（４）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第（３）号②に定める時価を下回る価額になる場合
(ⅰ)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
(ⅱ)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(ⅰ)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第（３）号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（３）①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日（但し、本項第（２）号⑦の場合は基準日）に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

③「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第（２）号乃至第（４）号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第（２）号乃至第（４）号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

④本項第（２）号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第（２）号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

（４）本項第（２）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（５）本項第（２）号にかかわらず、本項第（２）号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第１２項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第（２）号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

（６）本項第（１）号乃至第（５）号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第（２）号②但し書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第（５）号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

１４．　本新株予約権の行使期間

平成２６年４月３日から平成２８年４月１日（但し、第１６項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

１５．　その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

１６．　本新株予約権の取得条項

（１）当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第２７３条及び第２７４条の規定に従って、取得日の２週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり５５０円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

（２）当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第２７３条及び第２７４条の規定に従って、取得日の２週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり５５０円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

１７．　本新株予約権の行使請求および払込の方法

（１）本新株予約権を行使する場合には、機構（第２５項に定義する。以下同じ。）又は口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第２条第４項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第１４項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。

（２）本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第２２項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

（３）本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

１８．　本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第２１項に定める行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第１７項第（２）号に定める口座に入金された日に発生する。

１９．　本新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社株式の株価、当社株式の流動性、株価変動率、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権１個の払込金額を金５５０円（１株当たり金５．５円）とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第１０項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成２６年３月１１日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を８０％上回る額とした。

２０．　新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

２１．　本新株予約権の行使請求受付場所

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部

２２．　本新株予約権の払込金額の払込および本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行　渋谷支店

２３．　読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

２４．　社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第１６３条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第１６４条第２項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の

振替に関する業務規程その他の規則に従う。

２５．　振替機関

株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）

東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

２６．　上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

２７．　上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以　上

株式会社モブキャスト

第２２回新株予約権発行要項

１．　新株予約権の名称　　株式会社モブキャスト　第２２回新株予約権
（以下「本新株予約権」という。）

２．　新株予約権の総数　　５，０００個

３．　新株予約権の払込金額　　本新株予約権１個当たり４００円
（本新株予約権の払込総額２，０００，０００円)

４．　申込期間　　平成２６年４月１日

５．　新株予約権の割当日　　平成２６年４月２日

６．　新株予約権の払込期日　　平成２６年４月２日

７．　募集の方法　　第三者割当の方法により、大和証券株式会社に全ての新株予約権を割り当てる。

８．　本新株予約権の目的である株式の種類および種類ごとの数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類および総数は当社普通株式５００,０００株とする（本新株予約権１個の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、１００株とする。）。

但し、第９項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

９．　本新株予約権の目的である株式の数の調整

（１）当社が第１３項の規定に従って行使価額（第１０項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額および調整後行使価額は、第１３項に定める調整前行使価額および調整後行使価額とする。

（２）前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。

（３）調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第１３項第（２）号および第（４）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（４）割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、第１３項第（２）号②但し書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

１０．　新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

（１）本新株予約権１個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第（２）号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

（２）本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初２，８９５円とする。但し、第１２項又は第１３項に従い、修正又は調整される。

１１．　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に０．５を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

１２．　行使価額の修正

（１）当社は平成２６年４月３日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知（以下「行使価額修正通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下「通知日」という。）の翌営業日に、行使価額は、通知日（通知日が取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）でない場合には直前の取引日）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の９３％に相当する金額の１円未満の端数を切下げた額に修正される。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、６７６円とする。下限行使価額は、第１３項の規定を準用して調整される。なお、以下に該当する場合には当社はかかる通知を行うことができない。

①金融商品取引法、関連諸法令及び諸規則並びに取引所の規則に基づく開示（以下「開示」という。）がなされた書類（有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、これらの訂正報告書、プレスリリースを含むがこれらに限られない。）に記載されているものを除き、開示されている当社の直近の監査済連結財務諸表にかかる営業年度の期末日以降、当社及びその企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第４条第１項第１号に定める企業集団をいう。以下同じ。）の財政状態又は経営成績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合

②当社にかかる業務等に関する重要事実等（金融商品取引法第１６６条第２項所定の重要事実及び同法第１６７条第２項所定の事実をいう。以下同じ。）で公表（金融商品取引法施行令第３０条に定める公表措置をいう。以下同じ。）がなされていないものがある場合

③本新株予約権のいずれかの回号に関し発せられた前回の行使価額修正通知を行ってから６ヶ月が経過していない場合

④割当先との間で締結する予定のコミットメント契約書に基づき発せられた行使要請通知中にて特定された回号の本新株予約権に関する限りで、当該行使要請通知にかかる行使要請期間内である場合

（２）本項（１）号に定める修正後の行使価額の算出において、通知日に第１３項で定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該通知日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）は当該事由を勘案して調整されるものとする。

１３．　行使価額の調整

（１）当社は、本新株予約権の発行後、本項第（２）号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時　　価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第（２）号乃至第（４）号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式にかかり増加した当社普通株式数を含まないものとする。

（２）行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第（３）号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第（３）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第（３）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債

に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第（３）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、(ⅰ)上記交付が行われた後の本項第（３）号③に定める完全希薄化後普通株式数が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ⅱ)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。
⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式１株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第（２）号乃至第（４）号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が当該下方修正等が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第（３）号②に定める時価を下回る価額になる場合
(ⅰ)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
(ⅱ)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(ⅰ)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第（３）号③に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
⑥本号③乃至⑤における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
⑦本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{}$$

この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

（３）①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日（但し、本項第（２）号⑦の場合は基準日）に先立つ４５取引日目に始まる３０取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

③「完全希薄化後普通株式数」は、調整後の行使価額を初めて適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第（２）号乃至第（４）号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする（当該行使価額の調整において本項第（２）号乃至第（４）号に基づき「交付普通株式数」とみなされることとなる当社普通株式数を含む。）。

④本項第（２）号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第（２）号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

（４）本項第（２）号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（５）本項第（２）号にかかわらず、本項第（２）号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第１２項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項第（２）号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

（６）本項第（１）号乃至第（５）号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第（２）号②但し書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第（５）号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

１４．　本新株予約権の行使期間

平成２６年４月３日から平成２８年４月１日（但し、第１６項各号に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

１５．　その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

１６．　本新株予約権の取得条項

（１）当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第２７３条及び第２７４条の規定に従って、取得日の２週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり４００円にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。

（２）当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第２７３条及び第２７４条の規定に従って、取得日の２週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権１個当たり４００円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。

１７．　本新株予約権の行使請求および払込の方法

（１）本新株予約権を行使する場合には、機構（第２５項に定義する。以下同じ。）又は口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第２条第４項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第１４項記載の本新株予約権の行使期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。

（２）本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第２２項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。

（３）本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

１８．　本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第２１項に定める行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が第１７項第（２）号に定める口座に入金された日に発生する。

１９．　本新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定の理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社株式の株価、当社株式の流動性、株価変動率、配当利回り、無リスク利子率及び当社の資金調達需要等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権１個の払込金額を金４００円（１株当たり金４円）とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第１０項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成２６年3月１１日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を２００％上回る額とした。

２０．　新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

２１．　本新株予約権の行使請求受付場所

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部

２２．　本新株予約権の払込金額の払込および本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行　渋谷支店

２３．　読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

２４．　社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第１６３条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第１６４条第２項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び

本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

２５．　振替機関

株式会社証券保管振替機構（「機構」という。）

東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

２６．　上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

２７．　上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上